

(案)
業 務 契 約 書

支出負担行為担当官 東北森林管理局長 箕輪 富男（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）は、令和 8 年度国有林林道施設点検管理業務（秋
田県・山形県）（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

契 約 条 項

（実施する業務）

第 1 条 発注者は、次の業務の実施を受注者と契約し、受注者はその成果を発注者に報告するものとする。

（1）業務名 令和 8 年度国有林林道施設点検管理業務（秋田県・山形県）

（2）業務の内容等

国有林林道施設点検管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び令和 8 年度国有林林道施設点検管理業務（秋田県・山形県）内訳書（以下「内訳書」という。）のとおり。

（3）履行期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 19 日まで

（業務の遂行）

第 2 条 受注者は、契約した業務を仕様書及び内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

（契約金額）

第 3 条 発注者は、業務に要する費用として、金 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）を支払うものとする。受注者は、契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。

2 当該内容を変更するときは、第 15 条の定めによる。

（契約保証金）

第 4 条 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第 5 条 受注者は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

2 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出

しなければならない。

- 3 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を得なければならない。
- 4 再委託する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する金額の限度額 50 パーセント以下であり、且つ、100 万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(業務計画書の提出)

第6条 受注者は、この契約締結後 14 日以内に仕様書及び内訳書に基づいて、業務計画書を発注者に提出しなければならない。

(完了報告)

第7条 受注者は、業務が終了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、業務の結果を記載した完了報告書及び関係付属書類を発注者に提出するものとする。

(検査)

第8条 発注者は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

第9条 発注者は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めたときは、受注者に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第10条 発注者は、前条の規定により、受注者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

- 2 発注者は、受注者の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。
- 3 受注者は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を発注者に提出するものとする。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(前金払)

第11条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第 37 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 4 の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第 12 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第 13 条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(業務の中止等)

- 第 14 条 受注者は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務中止（廃止）申請書を発注者に提出し、発注者及び受注者が協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第 8 条から第 10 条の規定に準じ精算するものとする。

(業務の変更)

第 15 条 発注者は、前条に規定する場合を除き、仕様書及び内訳書に記載された業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合に、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して契約の変更を行うものとする。

3 第 1 項の場合において受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、賠償額については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

第 16 条 発注者は、受注者がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を受注者に請求することができる。

(違約金)

第 17 条 発注者は、前条の規定により契約を解除するときは、受注者に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

(業務内容の調査)

第 18 条 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、事業の実施状況、経費の使途その他の必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、受注者はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第 19 条 受注者は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第 20 条 受注者は、この業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第

18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 22 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、且つ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第 23 条 別紙 1 のとおり

(疑義の解決)

第 24 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

上記の契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び仕様書によって公正な業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本契約書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

(発注者) 秋田県秋田市中通 5 丁目 9 番 16 号
支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 印

(受注者)

印

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

国有林林道施設点検管理業務仕様書

1. 目的

本業務は、国有林林道において、交通安全確保の視点に立った林道施設の状況、交通安全施設の整備状況等に関する調査・点検を行い、林道交通安全対策に万全を期することを目的とする。

2. 一般事項

本業務は、林道を構成する路体（橋梁・擁壁等の構造物を含む）、排水施設、法面、標識類等について総合的に点検を行うことを基本とする。

点検は目視以外に、構造物等の異常、破損等状況の有無を把握するために、必要に応じて点検ハンマー、ノギス、スラントルール、リボンロッド、ポール等の点検器具を使用するなどし、点検結果をより具体的に取りまとめられるよう点検すると共に、点検した内容を林道等調査・点検野帳（様式7）により取りまとめ、点検結果の分析及び対応策、技術的提案の検討結果等について報告を行う。

また、記録写真にはテープ表示し、詳細部は写真を拡大するなどわかりやすくすること。

本業務は、別添1「国有林林道施設点検管理業務 内訳書」及び本仕様書に基づき実施するものとし、内訳書及び本仕様書に該当する事項について森林管理局及び各森林管理（支）署と各々十分に打ち合わせを行うものとする。

3. 点検調査内容等

（1）調査対象路線

調査対象路線は、別添2「国有林林道施設点検管理業務 対象路線」によるものとする。

（2）施設点検調査

①路面、路体の状況

降水及び浸透水等により、陥没、流出、崩壊や風倒木等の発生している箇所がないか、また、それらが発生する恐れがないかについて調査する。

②法面の浮石、崩壊等の状況

降水及び浸透水等により、法面に浮石や崩壊が発生していないか、また、発生する恐れがないか調査する。

③橋梁のコンクリートや鋼材の劣化状況

橋台等にクラック、劣化、破損等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか対象路線内の全ての橋梁について調査する。なお、調査結果の詳細については、橋梁点検調査表（様式9）に記載すること。

④擁壁の安定状況等及び法面保護工（落石防止網等）機能の発現等の状況

亀裂、劣化、転倒、網の損傷等の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか調査する。

⑤溝渠・暗渠の管及び吞口、吐口の状況

流下した土砂、立木、枝条等により閉塞及び損傷の発生箇所がないか、また、発生する恐れがないか対象路線内の全ての溝渠・暗渠について調査する。なお、調査結果の詳細については溝渠点検調査票（様式8）に記載すること。

⑥安全施設、安全標識の設置等の状況

視界不良の原因となる草本類、カーブミラーの損傷や傾きなどの箇所はないか、また、発生する恐れがないか調査する。併せて、視界確保及び安全走行上必要な施設を調査する。

(3) 対策の検討

調査結果を取りまとめ、林道交通安全の観点から、林道施設の維持管理及び安全施設の整備等について、当面必要な対策及び中長期的な対応について提案をする。

(4) 豪雨等により林道が損傷している場合や積雪時など、車両の通行が不能である、もしくは通行の安全が確保できない場合には、その地点を調査の終点とする。

(5) その他維持管理

点検調査の際、対応可能な軽微な林道施設の維持管理及び安全施設の整備等について、必要に応じて補修及び刈り払いを行うこととする。

4. 調査報告書等

外業（点検作業）が終了したときは、点検延長や点検施設数等、実行数量についてとりまとめ、速やかに監督職員へ報告すること。

調査結果をとりまとめ、業務実施結果報告書を作成する。業務実施結果報告書には、業務日誌、林道等調査・点検野帳等及び点検写真帳を添え、報告内容に林道施設の維持管理及び安全施設の整備等に関する当面必要な対策及び中長期的な対応についての提案を含むものとする。作成部数は、紙及び電子媒体でそれぞれ2部（1部は署単位で作成）とする。

作成が完了したら、対象路線を管轄する森林管理署等の林道担当者へ業務実施結果報告書により調査結果等を報告、確認を受け、対象全署からの確認を受けたら、局へ完了報告書を添え業務実施結果報告書を提出するものとする。

また、点検調査の際、森林管理局、署等が別途中間報告を求める場合がある。

5. その他

自然災害等の不測の事態が発生した場合にあっては、森林管理局署等が別途指示を行う場合がある。

本業務における旅費交通費の取扱いについては、令和8年1月9日付け7林整計第370号「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領」及び令和8年1月13日付け7東治第192号「調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱いについて」に準じて積算するものとする。

・令和8年1月13日付け7東治第192号

https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/attach/pdf/koubai_nyuusatu_osirase-127.pdf

・令和8年1月13日付け7東治第192号（一部改正）

https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/attach/pdf/koubai_nyuusatu_osirase-138.pdf

契約締結後、発注者より「滞在して業務を行う場合」の区分となる旨通知があった場合は、受注者は業務計画書に滞在の有無等を記載して監督職員に提出するものとする。また、履行期間終了日の30日前までに、宿泊者の実績が分かる報告書（宿泊実績報告書；様式1）、通勤旅費実績報告書（滞在与通勤が混在する場合；様式2）に、滞在した場合は実際に支払った宿泊証明書類（領収書等）を添付のうえ、監督職員に提出するものとする。

なお、上記によりがたい場合については、受発注者間で協議のうえ決定することとする。

様式1

【記載例】

宿泊実績報告書

業務名：_____

氏名	滞在期間	従事業務	宿泊日数 (日)	宿泊単価 (円)	宿泊費計 (円)	備 考
〇〇 〇〇	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
□□ □□	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
△△ △△	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
〇〇 〇〇	R8. 2. 20～2. 22	設計業務	2	8,000	16,000	朝食0回 夕食0回
□□ □□	R8. 2. 20～2. 22	設計業務	2	8,000	16,000	朝食0回 夕食0回
〇〇 〇〇	R8. 3. 17～3. 18	設計業務 (打合せ)	1	10,000	10,000	朝食1回 夕食1回
□□ □□	R8. 3. 17～3. 18	設計業務 (打合せ)	1	10,000	10,000	朝食1回 夕食1回
合 計			24		214,000	

(注) 1 氏名は、業務計画書に記載した技術者（再委託先を含む）であること。
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。
 3 備考は、宿泊施設において提供される朝・夕食を食べた回数を記載する。

様式2

【記載例】

通勤実績報告書

業務名：_____

通勤による業務日	従事業務	備 考
R8. 2. 9	測量業務	
R8. 2. 1～2. 7	測量業務	
R8. 2. 1～2. 7	設計業務	
R8. 2. 20～2. 22	設計業務（打合せ）	

(注) 1 通勤による業務日は、業務日ごとに記載する。
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。

林道の位置の確認や資料作成のための貸与図面として国有林野施業実施計画図を下記に示す東北森林管理局ホームページの該当ページからダウンロードできるので必要に応じて利用すること。

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/kokuyuurinzen.html>

別添1

令和8年度 国有林林道施設点検管理業務(秋田県・山形県)内訳書

業務	数量	単位	備 考
施設点検管理業務	1	式	
施設点検	235	路線	別添2 対象路線のとおり
報告書作成	2	部	電子データ含む
計			

別添2

令和8年度 国有林林道施設点検管理業務（秋田県・山形県） 対象路線

署等	林道名	点検 延長(m)	点検施設			点検 時間	移動距離(m)				点検対象橋梁等	備考
			橋梁等	溝渠	その他		高速道路	一般道	林道	計		
米代東部署	板割沢	1,280	1	4	1	0.80		1,900	1,280	3,180	板割沢橋	
	炭谷	4,060	0	12	2	1.37		1,400	4,060	5,460		
	丹内林道雪沢支線	980	0	3	0	0.32		1,600	980	2,580		
	大差部	910	0	3	0	0.31		5,100	910	6,010		
	萱戸沢	930	0	3	0	0.31		4,500	930	5,430		
	三吉沢	2,050	0	6	1	0.69		7,600	2,050	9,650		
	左一通沢	2,030	0	6	1	0.69		0	2,030	2,030		三吉沢より分岐
	ゼンマイ沢	3,160	0	9	2	1.06		15,300	3,160	18,460		
	大又沢	3,350	0	10	2	1.16		18,500	3,350	21,850		
	浦志内	5,240	0	16	3	1.83		10,200	5,240	15,440		
	瀬之沢	9,210	4	28	5	4.53		13,800	9,210	23,010	小繋橋、横羽橋、夏尻橋、郡壁橋	
	瀬之沢林道前の沢支線	1,340	2	4	1	1.14		0	1,340	1,340	前の沢1号橋、前の沢2号橋	瀬之沢より分岐
	瀬之沢林道滝の沢分線	920	0	3	0	0.31		0	920	920		瀬之沢林道前の沢支線より分岐
	外コウベ	1,960	0	6	1	0.68		800	1,960	2,760		
	上台	2,000	0	6	1	0.68		16,900	2,000	18,900		
	佐比内沢	1,840	0	6	1	0.67		2,300	1,840	4,140		
	寺の沢	3,400	0	10	2	1.16		9,300	3,400	12,700		
	堀内	4,400	0	13	2	1.48		4,900	4,400	9,300		
	扇の平	2,970	0	9	1	1.00		0	2,970	2,970		堀内より分岐
	大根津戸(南側)	860	0	3	0	0.31		7,900	860	8,760		
	大平	850	0	3	0	0.31		8,500	850	9,350		
	大根津戸(北側)	3,040	0	9	2	1.05		1,300	3,040	4,340		
	冷川	2,010	2	6	1	1.35		7,600	2,010	9,610	冷川橋、第一号橋	
	湯の又	2,170	0	7	1	0.78		0	2,170	2,170		冷川より分岐
	温川	1,880	0	6	1	0.68		0	1,880	1,880		冷川より分岐
	中の沢	2,780	0	8	1	0.90		0	2,780	2,780		温川より接続
	黒戸沢	3,730	0	11	2	1.27		3,600	3,730	7,330		
	浅繋	2,290	0	7	1	0.79		2,200	2,290	4,490		
	大川反	1,300	1	4	1	0.80		0	1,300	1,300	1号橋	浅繋より分岐
	津久保	6,970	0	21	3	2.36		400	6,970	7,370		
	山中沢	3,040	1	9	2	1.39		600	3,040	3,640	2号橋	
	カリウ沢	1,200	0	4	1	0.46		0	1,200	1,200		山中沢より分岐
	北の沢	1,200	0	4	1	0.46		0	1,200	1,200		山中沢より分岐
	旭沢	730	0	2	0	0.22		38,800	730	39,530		
	猿間	4,030	0	12	2	1.37		3,100	4,030	7,130		
	別所	4,470	1	13	2	1.81		7,300	4,470	11,770	上棚沢橋	
	別所沢	890	0	3	0	0.31		0	890	890		別所より接続
								22,700		22,700		
小計	37	95,470	12	289	47	36.80	0	218,100	95,470	313,570		

令和 8 年度 国有林林道施設点検管理業務（秋田県・山形県） 対象路線

署等	林道名	点 検 延長(m)	点検施設			点検 時間	移 動 距 離 (m)				点検対象橋梁等	備 考
			橋梁等	溝渠	その他		高速道路	一般道	林道	計		
湯沢支署	元西馬音内	5,970	0	18	3	2.05		18,700	5,970	24,670		
	茗荷沢	4,330	0	13	2	1.47		0	4,330	4,330		元西馬音内より分岐
	蟻坂	540	0	2	0	0.20		0	540	540		元西馬音内より分岐
	下松倉	2,270	1	7	1	1.12		5,600	2,270	7,870	下松倉沢橋	下松倉SP付属路は除く
	蒲倉沢	3,060	0	9	2	1.05		15,100	3,060	18,160		
	明通沢	1,060	0	3	1	0.37		0	1,060	1,060		蒲倉沢より分岐
	荒又沢	1,420	0	4	1	0.48		33,000	1,420	34,420		
	大鍋立沢	960	0	3	0	0.31		1,800	960	2,760		
	院内第二	1,300	1	4	1	0.80		400	1,300	1,700	院内第二橋	
	御返事沢	3,220	0	10	2	1.15		17,200	3,220	20,420		
	大平	580	0	2	0	0.21		19,200	580	19,780		
	薄久内	3,500	0	11	2	1.25		100	3,500	3,600		
	役内	7,000	2	21	4	3.08		6,100	7,000	13,100	ドッコモリ橋、役内橋	西ノ又橋を過ぎてから点検開始
	目方石沢	1,600	0	5	1	0.57		0	1,600	1,600		役内より分岐
	ガケ穴沢	600	0	2	0	0.21		0	600	600		役内より分岐
	水上沢	500	1	2	0	0.53		11,600	500	12,100	水上沢橋	
	赤倉沢	1,650	0	5	1	0.58		3,400	1,650	5,050		
	奥赤倉沢	2,250	1	7	1	1.12		0	2,250	2,250	赤倉沢橋	赤倉沢より接続
	曲師沢	1,000	0	3	1	0.37		28,300	1,000	29,300		
	新処	1,100	0	3	1	0.37		14,600	1,100	15,700		
	鳳	4,860	0	15	2	1.67		5,100	4,860	9,960		
	桂沢	7,950	0	24	4	2.73		1,100	7,950	9,050		
	瀧原	2,400	0	7	1	0.79		0	2,400	2,400		桂沢より分岐
	桂沢2	1,540	0	5	1	0.57		0	1,540	1,540		桂沢より接続
	足倉	900	0	3	0	0.31		0	900	900		桂沢より分岐
	田代沢	5,060	1	15	3	2.07		11,500	5,060	16,560	田代沢橋	
	長倉沢	980	0	3	0	0.32		31,700	980	32,680		
	円森	2,560	0	8	1	0.89		1,000	2,560	3,560		
	畑松沢	1,020	0	3	1	0.37		13,000	1,020	14,020		
	松ヶ沢	3,890	0	12	2	1.36		1,100	3,890	4,990		
	タル沢	400	0	1	0	0.11		0	400	400		松ヶ沢より分岐
	小松沢	1,040	0	3	1	0.37		9,000	1,040	10,040		
	大石沢	2,570	0	8	1	0.89		18,700	2,570	21,270		
	大岡台沢	3,950	0	12	2	1.36		2,100	3,950	6,050		
	虫内沢	2,400	0	7	1	0.79		30,900	2,400	33,300		
	南沢	3,360	0	10	2	1.16		0	3,360	3,360		虫内沢より接続
								27,300		27,300		
小計	36	88,790	7	270	46	33.05	0	327,600	88,790	416,390		

令和 8 年度 国有林林道施設点検管理業務（秋田県・山形県） 対象路線

署等	林道名	点 検 延長(m)	点検施設			点検 時間	移 動 距 離 (m)				点検対象橋梁等	備 考
			橋梁等	溝渠	その他		高速道路	一般道	林道	計		
由利署	釜ヶ台	4,590	0	14	2	1.57		20,700	4,590	25,290		
	木境	5,060	0	15	3	1.74		7,000	2,500	9,500		木境終点より管理車道接続点まで折り返し
	白髪沢	1,710	0	5	1	0.58		0	0	0		木境より分岐、通り抜け
	熊の沢管理車道	1,880	0	6	1	0.68		0	0	0		白髪沢より分岐、通り抜け
	冬師	4,220	0	13	2	1.46		0	800	800		冬師終点へ向かい、終点から起点へ抜ける
	猿倉	1,340	0	4	1	0.47		21,600	1,340	22,940		
	鶯川	7,360	2	22	4	3.19		9,100	2,800	11,900	谷地沢橋、木肌沢橋	公道より鶯川に接続(門扉施設)、終点へ向かい、終点から起点へ抜ける
	今井川	2,060	0	6	1	0.69		0	2,060	2,060		鶯川より分岐
	手代	14,020	0	42	7	4.78		21,000	6,500	27,500		手代終点へ向かい、上玉田川を経由し起点方面へ抜ける
	鍋倉	1,690	1	5	1	0.91		0	1,690	1,690	鍋倉橋	手代より分岐
	山伏	750	1	2	0	0.55		0	750	750	山伏橋	鍋倉より分岐
	立矢森沢	1,300	1	4	1	0.80		0	1,300	1,300	立矢森沢橋	鍋倉より分岐
	上玉田川	2,360	0	7	1	0.79		0	0	0		手代より分岐
	上玉田川管理車道	2,000	0	6	1	0.68		0	0	0		上玉田川より接続
	東山田	2,970	2	9	1	1.66		0	2,970	2,970	田麦山田橋、東山田橋	手代より分岐
	サンゴノ倉沢	1,350	0	4	1	0.47		0	1,350	1,350		東山田より分岐
	田麦山田	1,000	0	3	1	0.37		0	1,000	1,000		東山田より分岐
	手代沢	1,950	0	6	1	0.68		0	1,950	1,950		東山田より分岐
	東山田沢	1,460	0	4	1	0.48		0	1,460	1,460		東山田より接続
	三滝山	1,220	0	4	1	0.46		0	1,220	1,220		東山田より接続
	遠上	5,160	0	15	3	1.74		2,300	5,160	7,460		
	コツカミ	340	0	1	0	0.11		0	340	340		遠上より分岐
	中田代	2,000	0	6	1	0.68		500	2,000	2,500		
	西の又	2,630	0	8	1	0.89		12,000	2,630	14,630		
	鷹巣沢	1,440	0	4	1	0.48		900	1,440	2,340		
	湯ノ沢線	5,160	0	15	3	1.74		5,600	5,160	10,760		
	水無	2,600	0	8	1	0.89		3,400	2,600	6,000		
	小火沢	3,600	0	11	2	1.26		0	3,600	3,600		水無より分岐
	観音森	800	0	2	0	0.22		0	800	800		水無より分岐
	姥井戸	3,090	0	9	2	1.06		8,900	3,090	11,990		
	中の沢	770	1	2	0	0.55		0	770	770	中の沢橋	姥井戸より分岐
	針水沢	4,440	0	13	2	1.48		4,500	4,440	8,940		
	赤倉	1,300	1	4	1	0.80		5,800	1,300	7,100	赤倉橋	
	上杉沢	1,200	0	4	1	0.46		6,600	1,200	7,800		
	甌	3,460	0	10	2	1.16		1,200	3,460	4,660		
	大沢山	1,600	0	5	1	0.57		33,400	1,600	35,000		
	檜山沢	1,700	0	5	1	0.58		43,500	1,700	45,200		
	焼小屋沢	1,030	0	3	1	0.37		0	1,030	1,030		檜山沢より分岐
	臼ヶ沢	3,110	0	9	2	1.06		600	3,110	3,710		
	今田ヶ沢	1,020	0	3	1	0.37		11,800	1,020	12,820		
	宮の沢	660	0	2	0	0.21		7,300	660	7,960		
	稲子沢	2,310	0	7	1	0.79		5,100	0	5,100		通り抜け
	羽広	780	0	2	0	0.22		0	780	780		稲子沢より分岐
	芋の沢	2,920	0	9	1	0.99		11,100	2,920	14,020		
	鬼倉山線	14,310	0	43	7	4.89		7,500	0	7,500		通り抜け
	八洲山	5,160	1	15	3	2.08		15,100	5,160	20,260	第三号橋	
	小友	4,130	0	12	2	1.38		10,200	4,130	14,330		
	南ノ股	520	0	2	0	0.20		0	520	520		小友より分岐
	兔額	2,580	0	8	1	0.89		1,100	2,580	3,680		
	大谷地	3,590	0	11	2	1.26		200	3,590	3,790		
	代内	2,000	0	6	1	0.68		2,800	2,000	4,800		
	中田代	2,110	0	6	1	0.69		8,400	2,110	10,510		
	桧木沢	1,400	0	4	1	0.48		5,900	1,400	7,300		
	黒森	1,100	0	3	1	0.37		3,200	1,100	4,300		
	福の俣	6,200	1	19	3	2.48		24,000	6,200	30,200	池の沢橋	
	池の沢	1,200	0	4	1	0.46		0	1,200	1,200		福の俣より分岐
	大岩	250	0	1	0	0.10		0	250	250		福の俣より分岐
	高尾	1,100	0	3	1	0.37		0	1,100	1,100		大岩より分岐
								21,800		21,800		
小計	58	159,060	11	475	84	58.05	0	344,100	116,430	460,530		

令和8年度 国有林林道施設点検管理業務（秋田県・山形県） 対象路線

署等	林道名	点検 延長(m)	点検施設			点検 時間	移動距離(m)				点検対象橋梁等	備 考
			橋梁等	溝渠	その他		高速道路	一般道	林道	計		
山形署	紅葉川	5,920	0	18	3	2.04		20,000	5,920	25,920		
	萱小屋沢	2,000	0	6	1	0.68		0	2,000	2,000		紅葉側より分岐
	小東	1,860	2	6	1	1.34		5,000	1,860	6,860	塔石橋、游仙峡橋	
	高沢	2,100	0	6	1	0.69		14,800	2,000	16,800		高沢終点へ向かい、中沢へ抜ける
	中沢	2,520	0	8	1	0.88		0	0	0		高沢より分岐、通り抜け
	南沢	1,430	0	4	1	0.48		0	1,430	1,430		高瀬より分岐
	高瀬	6,840	1	21	3	2.69		0	6,840	6,840	中沢橋	中沢より接続、高瀬終点へ向かい、起点へ抜ける
	戸沢	4,860	2	15	2	2.34		2,600	4,860	7,460	戸沢2号橋、戸沢3号橋	
	羽竜	930	0	3	0	0.31		14,700	930	15,630		
	竜山	1,700	0	5	1	0.58		5,600	1,700	7,300		
	蔵王	7,850	0	24	4	2.72		6,300	7,850	14,150		
	芳刈	6,060	1	18	3	2.39		7,500	0	7,500	芳刈橋	通り抜け
	カラ沢	500	0	2	0	0.20		0	500	500		芳刈より分岐
	野辺沢	3,320	4	10	2	2.49		0	500	500	第1号橋、第2号橋、第3号橋、第4号橋	芳刈より接続、野辺沢終点へ向かい、起点へ抜ける
	高森	2,890	0	9	1	0.99		6,500	2,890	9,390		
	南蔵王	8,230	3	25	4	3.83		1,100	8,230	9,330	南蔵王橋、鶴ヶ沢橋、第2南蔵王橋	
	寒沢	550	0	2	0	0.20		0	550	550		
	久保川	5,280	1	16	3	2.17		6,300	5,280	11,580	久保川橋	
	桧木沢	3,310	0	10	2	1.15		27,100	3,310	30,410		
	片倉山	850	0	3	0	0.31		3,700	850	4,550		
	暖日山	2,000	0	6	1	0.68		19,700	2,000	21,700		
	一ツ沢	7,030	1	21	4	2.75		6,100	7,030	13,130	一ツ沢橋	
	本橋	3,810	0	11	2	1.27		0	3,810	3,810		一ツ沢より接続
	西五百川林道白滝支線	500	0	2	0	0.20		6,100	500	6,600		
	西五百川	5,030	6	15	3	3.74		400	5,030	5,430	白滝橋、サカマ沢橋、入水沢橋、山神橋、猿渡橋、のぞくら橋	
	道海	4,200	1	13	2	1.80		39,500	4,200	43,700	石崎橋	
	クルマ平	4,020	0	12	2	1.37		0	4,020	4,020		道海より接続
	道海林道伏辺沢支線	2,680	0	8	1	0.90		0	2,680	2,680		道海より接続
	平小屋沢	1,200	0	4	1	0.46		0	1,200	1,200		道海林道伏辺沢支線より分岐
	徳沢	2,300	1	7	1	1.12		5,200	2,300	7,500	下口橋	
	切留	2,300	0	7	1	0.79		0	2,300	2,300		徳沢より分岐
	大頭森	900	0	3	0	0.31		16,700	900	17,600		
	伏辺山	2,500	0	8	1	0.88		6,600	2,500	9,100		
	地藏峠	500	0	2	0	0.20		200	500	700		
	根子川	8,050	1	24	4	3.07		8,800	8,050	16,850	朝日橋	
	見附川	4,820	2	14	2	2.25		300	4,820	5,120	見附沢橋、アイヨシ沢橋	
	大井沢	2,920	1	9	1	1.33		4,300	2,920	7,220	不動橋	
	大桧原	1,800	0	5	1	0.59		3,000	1,800	4,800		
	風吹沢	5,300	0	16	3	1.84		10,700	5,300	16,000		
	小山	6,150	0	18	3	2.06		8,900	6,150	15,050		
	岩根沢	8,050	0	24	4	2.74		11,200	8,050	19,250		
	タケノコ沢	1,300	0	4	1	0.47		0	1,300	1,300		岩根沢より分岐
	葉山	5,040	0	15	3	1.74		28,800	5,040	33,840		
	畑	2,900	1	9	1	1.33		27,200	2,900	30,100	二ツ沢橋	
	黒森山	1,210	0	4	1	0.46		0	1,210	1,210		畑より分岐
	栃ノ木南	710	0	2	0	0.21		23,900	710	24,610		
	樽石	7,660	1	23	4	2.96		10,700	7,660	18,360	立岩橋	
	升沢	5,080	1	15	3	2.07		12,700	5,080	17,780	下小屋橋	
	上平	2,650	0	8	1	0.89		7,300	2,650	9,950		
	畑ヶ沢南	980	0	3	0	0.32		0	980	980		上平より分岐
	上平北	120	0	0	0	0.01		0	120	120		上平より分岐
	畑ヶ沢北	440	0	1	0	0.11		700	440	1,140		
	山の内	5,030	1	15	3	2.07		7,100	5,030	12,130	札打橋	
	鉛山	7,890	0	24	4	2.73		20,600	7,890	28,490		
	大丈倉沢	3,020	0	9	2	1.05		0	3,020	3,020		鉛山より分岐
	北沢	4,240	0	13	2	1.47		9,100	4,240	13,340		
	高野	4,100	0	12	2	1.37		3,700	4,100	7,800		
	ハリマ	4,300	1	13	2	1.80		17,100	4,300	21,400	翁橋	
	上の畑	7,020	4	21	4	3.75		13,800	7,020	20,820	観音橋、上の畑橋、岩行沢橋、湯沢橋	
	岩行沢	1,600	0	5	1	0.57		0	1,600	1,600		上の畑より分岐
	鶴子	10,750	1	32	5	3.97		11,400	10,750	22,150	御所山橋	
	大入沢	1,000	0	3	1	0.37		0	1,000	1,000		鶴子より分岐
	火棚沢	2,850	0	9	1	0.99		0	2,850	2,850		鶴子より分岐
	定本沢	1,370	0	4	1	0.47		2,200	1,370	3,570		
	小塚沢	2,010	0	6	1	0.68		2,300	2,010	4,310		
	こしき岳	3,800	0	11	2	1.27		17,600	3,800	21,400		
	東郷	1,330	1	4	1	0.81		25,800	1,330	27,130	左沢橋	
	ムクロ沢	9,090	4	27	5	4.44		2,800	9,090	11,890	中平橋、ムクロ沢橋、馬立橋、花釜橋	
	遠尊沢	3,940	1	12	2	1.70		4,000	3,940	7,940	遠尊沢橋	
	柳沢	4,040	0	12	2	1.37		14,800	4,040	18,840		
				0	0	0.00		31,300		31,300		
小計	70	250,530	43	756	125	100.29	0	563,800	239,030	802,830		

令和 8 年度 国有林林道施設点検管理業務（秋田県・山形県） 対象路線

署等	林道名	点 検 延長(m)	点検施設			点検 時間	移 動 距 離 (m)				点検対象橋梁等	備 考
			橋梁等	溝渠	その他		高速道路	一般道	林道	計		
置賜署	木ノ根沢	1,930	0	6	1	0.68		6,600	1,930	8,530		
	古田	1,700	0	5	1	0.58		3,400	1,700	5,100		
	大豆沢	800	0	2	0	0.22		800	800	1,600		
	足駄山	1,600	0	5	1	0.57		17,300	1,600	18,900		
	三面	2,270	0	7	1	0.78		10,100	2,270	12,370		
	横根山	1,360	0	4	1	0.47		16,600	1,360	17,960		
	片貝	2,440	0	7	1	0.80		12,900	2,440	15,340		
	内川	3,010	1	9	2	1.38		11,000	3,010	14,010	岩奥沢橋	
	樽口峠	6,930	0	21	3	2.36		5,600	0	5,600		通り抜け
	足野水川	4,890	1	15	2	2.01		0	4,890	4,890	足野水川橋	樽口峠より分岐
	矢種沢	1,650	0	5	1	0.58		2,800	1,650	4,450		
	北山	1,080	0	3	1	0.37		5,000	1,080	6,080		
	北山支線	600	0	2	0	0.21		0	600	600		北山より分岐
	北山分線	1,680	0	5	1	0.58		0	1,680	1,680		北山支線より分岐
	極楽峠	2,440	0	7	1	0.80		8,300	2,440	10,740		
	堤の沢	800	0	2	0	0.22		1,200	800	2,000		
	西滝	4,660	0	14	2	1.58		2,600	4,660	7,260		
	樽沢	3,000	0	9	2	1.05		6,400	3,000	9,400		
	松ノ沢	1,140	0	3	1	0.38		800	1,140	1,940		
	大平	1,930	0	6	1	0.68		3,700	1,930	5,630		
	種沢	2,030	0	6	1	0.69		16,600	2,030	18,630		
	黒沢	3,740	0	11	2	1.27		4,000	3,740	7,740		
	木滝	1,700	0	5	1	0.58		10,400	1,700	12,100		
	木付	850	0	3	0	0.31		6,500	850	7,350		
	明沢	2,550	11	8	1	4.55		700	2,550	3,250	明沢橋、穴見沢橋、岩ヶ沢橋、真平橋、天神橋、明沢第七号橋、明沢第八号橋、明沢第十号橋、明沢第11号橋、抱見沢橋、小左工門沢橋	
	野川	2,420	0	7	1	0.79		38,500	2,420	40,920		
	水林	1,910	0	6	1	0.68		46,200	1,910	48,110		
	桧山	2,220	0	7	1	0.78		0	2,220	2,220		水林より分岐
	北沢	190	0	1	0	0.10		0	190	190		水林より分岐
	梓沢	2,380	0	7	1	0.79		44,700	2,380	47,080		
	五色	4,860	0	15	2	1.67		18,400	1,800	20,200		五色終点へ向かい、新五色へ抜ける
	新五色	4,910	0	15	2	1.68		0	0	0		五色より分岐、通り抜け
	新五色支線	1,010	0	3	1	0.37		0	1,010	1,010		新五色より分岐
	浅俣	2,200	0	7	1	0.78		46,100	2,200	48,300		
				0	0	0.00		42,400		42,400		
小計	34	78,880	13	238	38	31.33	0	389,600	63,980	453,580		
総計	235	672,730	86	2,028	340	259.52	0	1,843,200	603,700	2,446,900		